



滋賀県民生委員・
児童委員キャラクター
ひわっくミンジー



身边で頼れる存在、それが地域の「民生委員・児童委員」です②

高齢者との関わり～見守り活動～

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯、昼間ひとりで過ごしている高齢者の世帯などに定期的に訪問し、お変わりはないか見守るとともに、生活の困りごとや悩みがあれば相談にのっています。また、必要に応じて福祉制度を紹介するほか、地域包括支援センターなどの関係機関につなぐなど、困りごとの解決に向け支援を行っています。

●活動だより

玉津学区民生委員児童委員協議会

玉津学区は高齢化率が高くなつてきていて、地域ぐるみでの見守り活動を大切にしています。夫婦だけだつたり、一人暮らししだつたりする高齢者世帯を定期的に訪問して、安全を確認したり、困りごとの相談に乗つたりしています。

民生委員6年目の清水好洋さんは「『どこに聞いたらいよいか分からなくて』と、高齢者本人やご家族から相談を受けた時、適切な制度、サービスにつなげられ、解決のお手伝いができた時はやりがいを感じます。私たちを地域の相談相手として頼りにしてください」と話していました。



もしもの時に備えて避難行動要支援者名簿の提供に同意をお願いします

～災害時の避難は普段の情報提供から～

市では、災害時に自力での避難が難しい人の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。そのうち、自身の個人情報を提供することに同意した人のみの名簿を自治会(自主防災組織)や民生委員・児童委員など避難支援等関係者へ提供し、日ごろからの声かけや災害発生前からの避難支援の体制づくりにご活用いただいています。

災害時の避難に不安がある人は、まずは地域の支援者に、自身の状況を知つてもらうことが重要です。地域への情報提供の同意がお済みでない人はご協力ををお願いします。

令和6年9月14日～令和7年2月17日に新たに避難行動要支援者に該当した人へ、同意確認に必要な書類を3月上旬に送付しますので、3月21日(金)までに同封の各種様式ご回答をお願いします。

避難行動要支援者の要件など詳しくは、市ホームページまたは広報もりやま令和6年9月1日号16頁をご覧ください。
名簿への掲載情報

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所・居所 ⑤支援を必要とする事由(要介護度、障害者手帳等級など)
同意するにあたって

災害時は、消防や警察などの専門機関もすぐには機能せず、地域(隣近所)での助け合いが不可欠です。しかし、地域の支援者の皆さまも「被災者」となります。まずは、支援を希望する人(避難行動要支援者)も「自らの安全は自ら守る(自助)」という気持ちを持ち、日ごろから、自身の防災対策を進めるとともに、地域の行事や防災訓練などに積極的に参加するなど、隣近所との交流を深めましょう。また、避難支援の中心を担う自治会に未加入の人は、この機会に加入についてご検討ください。

問健康福祉政策課 ☎・✉(582)1123 FAX(582)1138



ホームページ